

産業高度化・事業革新促進地域(沖縄振興特別措置法)

①対象地域

* 沖縄振興特別措置法第35条第1項及び第2項

沖縄県全域

②減収補てん措置の対象

* 沖縄振興特別措置法第37条

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第3条第1号及び第3号

特別償却設備設置者(③)について、特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く)である家屋・償却資産、家屋の敷地である土地に対して課す固定資産税の課税免除又は不均一課税をした場合

* 土地⇒取得日の翌日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合

③特別償却設備設置者

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第3条第1号及び第3号

産業高度化・事業革新促進計画提出日(平成24年4月1日)から平成29年3月31日までの間に、特別償却設備(④)を新設又は増設した認定事業者(⑤)

④特別償却設備の要件

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第3条第1号及び第3号

租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは同第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(⑥)であって、取得価額合計額が1,000万円を超えるもの

*ただし、機械・装置、器具・備品は500万円を超えるもの

⑤認定事業者

* 以下2つを全て満たす者

* 沖縄振興特別措置法第35条の3第4項

○産業高度化・事業革新措置を実施することが当該産業高度化・事業革新促進地域における産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切なものであること。

○産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

⑥租税特別措置法の適用を受ける設備

* 租税特別措置法第12条第1項の表の第2号及び同第45条第1項の表の第2号

* 租税特別措置法施行令第6条の3第9項

* 租税特別措置法施行規則第5条の11第4項

○機械、装置、器具、備品(器具及び備品は、電子計算機、デジタル交換設備、デジタルボタ電話設備、ICカード利用設備に限る)

○工場用建物その他政令で定める建物

・道路貨物運送業⇒車庫用、作業場用又は倉庫用の建物

・倉庫業及びこん包業⇒作業場用又は倉庫用の建物

・卸売業⇒作業場用、倉庫用又は展示場用の建物

・デザイン業、機械設計業、商品検査業及び計量証明業⇒事務所用又は作業場の建物

・自然科学研究所に属する事業⇒研究所用の建物

・研究開発支援検査分析業⇒事務所用、作業場用又は研究所用の建物

○建物の附属設備